

8B-2
年少労働調査資料 第 27 集

夜間中學校に學びながら働く年少者

— 労働生活の実態調査 —

婦人少年局長殿

昭和 29 年 5 月

労働省婦人少年局

は し が き

昨秋、東京で、I, L, O, アジア地域会議が開かれ、年少労働の問題が議題の一つとして大きくとりあげられた。

そのまえまえから、夜間中学校なるものの存在と、その可否の問題は、いぶるようなかたちで、関係当局者間のみならず、新聞紙上やラジオを通じて、世論のはしにのぼせられていたようではあるが、I, L, O, アジア地域会議で、義務教育と児童の労働の問題がとりあげられたのを契機として、夜間中学校の問題が世論の表面に浮びでてきた。

児童は、もっぱら教育の生活に在しむのを本態とする。にもかゝらず、昼間を働き夜間学んでいる彼等の実態は、年少労働保護、教育及び厚生などの法や行政の面からして、違法的な事実である。速急からしてもそのまゝにしておいてよい事でもない。これは何らかの対策を緊急に必要とする。けれども、対策樹立のためには、まず適確に基礎的事実をつかまねばならない。

そこで、前記の行政当局が協力し、三位一体となり、おのおのの持場を分担して、ちょうど昨秋の青少年保護育成運動を期して、全国的に、夜間中学校及びその生徒の、教育、家庭、生活及び本人の労働生活の各面について、総合的実態調査に乗りだしたわけであつた。

労働省がうけもつたのは、夜間中学校生徒の労働生活の実態一面である。その調査結果を要約して、第一次報告としてここにおくる。詳密な総合的報告は、さらに他日世におくられるであらう。

なお、この報告とあわせて、文部省初等中等教育局 夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告 第1部、をよまれない。これは先にもいつた本調査と同時に同一対象に

ついで行われた文部省分担の調査の報告である。なお、厚生省の分は未完である。

昭和29年4月労働省婦人少年局

目 次

一 調査の目的	1
二 調査期日	1
三 調査地域，校数及び生徒数	1
四 調査方法	2
五 調査結果	2
(一) 基本的調査事項	2
1. 学年の人員構成	2
2. 年令構成	2
3. 雇用されているものといない者	4
(二) 雇用されているものの調査	5
1. 雇用されている産業	5
2. 企業の規模	6
3. 雇用上の身分	7
4. 就職の経路	7
5. 雇用先との縁故	8
6. 雇用契約	8
7. 年令証明書	9
8. 勤続年数	9
9. 給料の支払方法	10
10. 給料をうけとる者	10
11. 賃金の形態	11
12. 職場貯金	12
13. 労働日数	12
14. 定休日	13
15. 労働時間，休憩時間	13
16. 欠勤	14
17. 通勤距離と住居	15

18. 夜間通学に対する雇主及び同僚の態度	16
19. 労働組合	20
(三) 雇用されていないものの調査	31
1. 労働の種類	21
2. 労働日数	21
3. 労働時間、休憩時間	22
(四) むすび	23
六 参 考 中学校における夜間学級生徒の 労働状態調査票および記入心得	27

夜間中学校に学びながら働く年少者 労働生活の実態調査

一 調査の目的 夜間中学校 教育行政の用語でいえば、中学校における夜間学級あるいは特殊学級は、教育の法及び行政の面からしても正道とはみなされず、といつて、長期欠席生徒の就学奨励策として、その存在意義を無視することもない現実である。労働の法及び行政の面からすると、夜間中学校そのものは一応問題の外であつて（といつても、年少労働保護は教育の保障の目的を含んでいるものであるが）、そこに学ぶ児童の学校外の労働が問題となるのである。児童の労働が、家族労働、家事使用人、家内工業あるいは街頭労働など、法（労働基準法）の適用外にある場合は別として、その他の雇用労働である場合には、産業、業種、最低年令、使用許可制度、労働契約、賃金支払、労働時間その他労働条件上の違法的な問題を含むことが少なくないと予想せられ、また法外にも、一般年少労働保護の理念からしても、昼間を働き夜間を学ぶ児童の姿は、問題の影を濃く宿しているものとみなされる。

これは、そういう夜間中学校生徒の労働生活の面について、対策の基礎として、労働省が行つた実態調査の結果の省約報告であり、教育、厚生行政機関と協力して行つた総合的調査の一環なすものである。

二 調査期日 昭和28年11月1日から12月末日まで。

三 調査地域、校数及び生徒数 文部省が各地方の教育委員会から求めた報告によれば、東京都5校628人、神奈川県12校340人、愛知県2校79人、京都府13校415人、大阪府3校94人、兵庫県16校772人、奈良県3校128人、和歌山県9校

318人，広島県3校209人，福岡県5校213人。計10都府県，71校，生徒数3196人であつて，これを悉皆調査する予定であつたが，実際に調査票が集まつた数は65校である。

四 調査方法 先記各省打合せの上，労働生活面については労働省で調査票作製各学級において調査及び校別集計，それを労働省で総合集計及び分拆したものである。そして文部省は学校と教育状況，厚生省は家庭及び本人の生活実態の調査を各分担した。

五 調査結果 以下のごとし，

(一) 基本的調査事項

実際に個人調査をしたものから無効調査票（調査対象生徒の約3分の1）を捨て，有効票だけについてみると，調査対象総数は65校，2,141人，男1,080人（50.4%）女1,061人である。（表1）

1. 学年の人員構成

全体として高学年の人員が最も多く，学年が下るにつれて少くなつてゐる。男子は全体の傾向と同じであるが，女子は2学年が最大である。

2. 年齢構成

学令層である15才未満のものは886人で全体の41.3%にすぎず，あとは学令をすぎたものである。しかも年少期を越えた18才以上のものが250人（11.7%）いる。先の学年人員構成とこの年齢構成を見ると，夜間中学の特異性がみられ，その性格と存在意義（学齢期に義務教育をうける機会に恵まれなかつた者に対して，義務教育をうける機会を与えている。）の一端がわかるように思われる。（表2 図1）

雇用の有無及び年齢別人員数

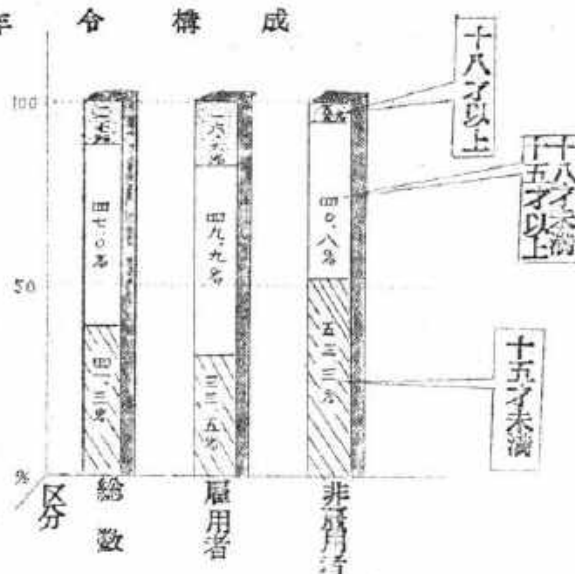
表 1

性別 学年別	雇用 年令 別 数	雇用されている者										雇用されていない者								
		12才未満		12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才以上	12才未満		12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才以上	
		計	1	21	133	271	352	194	111	199	854	1	24	179	251	204	97	47	51	
男	計	2141	1267	1	21	133	271	352	194	111	199	854	1	24	179	251	204	97	47	51
	1 年	505	292	1	21	99	36	53	56	26	40	274	1	22	155	43	14	19	11	9
	2 年	745	450	-	-	36	203	73	44	27	47	338	-	2	24	194	71	22	17	8
	3 年	807	555	-	-	3	32	243	114	58	112	242	-	-	-	14	119	56	19	34
女	計	1060	765	9	9	79	148	192	114	74	147	317	-	9	66	76	67	35	33	31
	1 年	272	167	-	9	56	22	15	13	15	32	105	-	9	57	16	7	5	5	6
	2 年	367	252	-	-	23	110	38	25	22	34	115	-	-	9	54	27	9	13	3
	3 年	441	344	-	-	-	16	139	71	37	81	97	-	-	-	6	33	21	15	22
計	計	1061	524	1	12	59	123	160	80	37	52	537	1	15	113	175	137	62	14	20
	1 年	294	135	1	12	43	14	18	18	11	9	159	1	13	98	27	7	14	6	3
	2 年	401	178	-	-	13	93	35	19	5	13	223	-	2	15	140	44	13	4	5
	3 年	365	221	-	-	3	16	107	43	21	31	145	-	-	-	8	86	35	4	12

表2 年令階級別給徴の比率

	計	15才未満	15才以上
指 数	100.0	41.3	58.7
実 数	2,141	886	1,255

図1 年 令 構 成



3 雇用されているものがない者

年少労働保護の主点は雇用労働におかれるので、この観点からみると、雇用されているものは1287人で60.1%となる。そのうち男子は763人(雇用者の59.3%)である。

雇用されているもののうち15才未満のものは431人(33.5%)である。(表3のA, B, 図, 2, 3)

表3, A 雇用者と非雇用者の比率

	計	雇用者	非雇用者
指 数	100.0	60.1	39.9
実 数	2,141	1,287	854

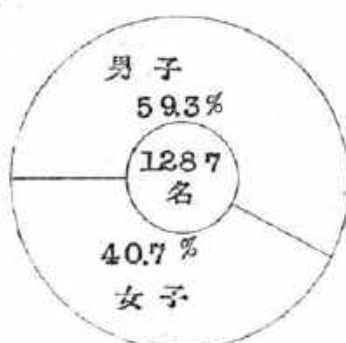
表 3, B 年齢階級別雇用者と非雇用者の比率

		計	15才未満	15才以上
指 数	雇 用 者	100.0	33.5	66.5
	非雇用者	100.0	53.3	46.7
実 数	雇 用 者	1,287	431	856
	非雇用者	854	455	399

図 2 雇用、非雇用者の割合



図 3 雇用者の男女別割合



(二) 雇用されているものの調査

先の観点から、まず雇用されているものを取り出して、労働の諸条件及びそれと、教育及び生活との関連に関する諸条件をみる。

1. 雇用されている産業

雇用者の産業をみると、全体としては、工業が最も多く 60.7% を占め、次が商業の 19%、土産の 3%、娯楽の 2%、保健衛生の 1.6% がおもな産業である。接客娯楽が比較的多いのは問題である。

これを 15才未満のものについてみると、大体の傾向は先と同じであるが、工業が 57.6% で先のよりやや少いだけで最高、次が商業の 24.2%、これは先のよりずっと多くなっている。次が

接客娯楽と保健衛生のともに、1.9%、そして土建の1.6%という順になつてゐる。15才未満のものを使用できない筈の工業に最も多く（家事使用人として使用されてゐる場合も含まれてゐるかもしれないが）、また接客娯楽に多いことも問題である。
（表4）

表4 産業別人員数比率
（以下の表は雇用年少者の統計表である）

	総数	工業	鉱業	土建	交通	貨物取扱	農林	畜産水産	商業	金融広告
計	100.0	60.7	0.6	3.0	0.8	1.0	0.6	0.8	19.0	0.4
15才未満	100.0	57.6	0.5	1.6	0.2	0.9	0.7	0.9	24.2	0.2

映画演劇	通信	教育研究	保健衛生	接客娯楽	清掃と殺	官公署	その他	不明
0.1	0.2	0.7	1.6	2.0	0.8	0.8	3.5	3.4
	0.5	0.9	1.9	1.9	0.9		4.5	2.6

2. 企業の規模

つとめ先の企業規模は、全体では従業員数5人未満のところは28.0%、5人以上10人未満が24.2%、10人以上50人未満が31.8%で、50人未満の事業場で働く者が全体の84%を占めてゐる。50人以上の事業場についてみると、50人以上100人未満は6.5%、100人以上500人未満は4.7%、500人以上1,000人未満は0.9%、1,000人以上は0.8%にすぎない。15才未満の者のつとめ先の企業規模は、総数の場合と同じような傾向を示すが、小規模事業場で働く者の比率が総数の場合より幾分高くなつてゐる。（表5）

表5 つとめ先の企業規模比率 (従業員数)

	総 数	1人以上 ～5人未満	5 [〃] ～10 [〃]	10 [〃] ～50 [〃]	50 [〃] ～100 [〃]	100 [〃] ～500 [〃]
計	100.0	28.0	24.2	31.8	6.5	4.7
15才未満	100.0	33.3	26.6	30.0	5.3	1.3

500 [〃] ～1,000 [〃]	1,000人以上	不 明
0.9	0.8	3.1
0.3		3.2

3 雇用上の身分

身分を常用と臨時雇に分けてみると、全体としては81.4%、15才未満は77.7%までが常用である。(表6)

表6 雇用形態別比率

	総 数	常 用	臨 時	不 明
計	100.0	81.4	15.1	3.5
15才未満	100.0	77.7	19.0	3.3

4 就職の経路

どんなつてで就職したかをみると、全体では一番多いのが家族のつてで27.2%、次が知人の25.2%、次が親類の11.9%、友人の11.8%、自分自身の11.6%となり、学校の先生及び職業安定所というのは5.6%と2.2%しかない。

15才未満のものでは、この傾向は変わらないが、家族のつてが多く34.6%で、学校の先生と職業安定所はさらに少く、4.2%と0.5%にすぎない。(表7)

表7 就職経路比率

	総数	自分自身でさがした	家族	親類	知人	友人	学校の先生	職業安定所の人	その他
計	100.0	11.6	27.2	11.9	25.2	11.8	5.6	2.2	1.8
15才未満	100.0	10.4	34.6	11.4	24.8	9.7	4.2	0.5	2.7

5. 雇用先との縁故

全体で13.1%、15才未満で18.1%が親類につとめてゐる。ここで親類というのは、労働基準法にいう家族労働における家族の意味で調査したので、不確実ではあるが一応それとして扱うことにする。が、「同居家族」として全法適用外にあるものは、そのうちの一部と思われる。(表8)

表8 つとめ先の縁故関係比率

	総数	親類	何でもよい	不明
計	100.0	13.1	82.7	4.2
15才未満	100.0	18.1	78.9	3.0

6. 雇用契約

雇用契約が1ヶ年以上の長期にわたつてゐるものが全体で68%、15才未満で1.9%あることは問題である。契約がない、とか、わからない、というのが過半数であるが、小企業の雇用主が多いのと、本人が幼年であるもとで、そんな結果がでたのであろうが、あいまいな口頭契約など、これには多大の問題が含まれておらう。(表9)

表9 雇用契約の有無別比率

	総数	契約あり			契約じまい	わからない	不明
		1年以下	それ以上	不明			
計	100.0	2.1	6.8	9.1	58.6	17.8	5.6
15才未満	100.0	3.1	1.9	7.1	56.1	27.8	4.5

7. 年令証明書

年令証明書を出したものが全体で2.5%，15才未満で2%だけである。家事使用人や同居家族の労働など，労働基準法適用外の労働形態も含まれており，またわからない，と答えたもの，不明（解答なし），などの中にも証明書を出したものも含まれていようが，それにしてもこの数字は多くない数である。年令及び使用許可証明書制度の普及と実施の徹底が必要である。（表10）

表10 年令証明書の有無別比率

	総数	有	無	わからない	不明
計	100.0	2.5	81.9	9.9	5.7
15才未満	100.0	2.0	82.4	9.5	6.1

8. 勤続年数

勤続年数は，全体では3ヶ月未満の者が31.5%で最も多く，次は1年以上3年未満の者が23.9%，6ヶ月以上1年未満の者が17.3%となつてゐる。15才未満の場合は3ヶ月未満が43.0%，6ヶ月以上1年未満が20.9%，3ヶ月以上6ヶ月未満が15.5%と勤続年数の短い者の比率が高いのは当然であるが，15才未満で長い勤続年数をもつ少数の者については問題があると考えられる。（表11）

表11 勤続年数比率

	総数	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	3年未満	3年以上	不明
計	100.0	31.5	14.8	17.3	23.9	7.9	4.6
15才未満	100.0	43.0	15.5	20.9	15.0	2.3	3.3

9. 給料の支払方法

毎月1回払いが最も多く、全体で55.4%，2回払いが29.5%，3回払いが4.7%，となっており、毎月もらはないものが1.1%，はつきりきまつていないものが5.4%，いる。15才未満の場合は、傾向は似ているが、しかし全体の傾向に比べて、1回払い、2回払いが少く、3回払いが多くなっており、そして、毎月もらわないものが多く、さらに、きまつていないものがずっと多くなっている。これは先の不明確な雇用契約とあわせて重要な問題点の1つである。（表12）

表12 給料の支払方法の比率

	総数	毎月 1回払	2回払	3回払	不明	毎月も らわない	きまつ ていない	不明
計	100.0	55.4	29.5	4.7	1.4	1.1	5.4	2.5
15才未満	100.0	53.2	25.4	6.3	1.5	1.2	8.0	4.4

10. 給料をうけとるもの

全体では大体自分でうけとるものが大部分(88.2%)であるが、自分以外の家人がうけとるもの6.9%，その他のものがうけとるもの0.6%あるのは問題であり、さらに、15才未満のものでは、家人がうけとるもの10.5%，その他のものがうけとるもの0.7%と、全体の場合よりも多いのは、先の項と同じく重要な問題点となろう。（表13）

表13 給料受給者比率

	総数	自分で うけとる	自分でうけとらない			不 明
			自分以外の者 家人	その他	不明	
計	100.0	88.2	6.9	0.6	0.8	3.5
15才未満	100.0	83.9	10.5	0.7	1.2	3.7

11. 賃金の形態

(1) 賃金の形式として日・月給の別をみると、全体としては50%が日給であり、あと36.7%が月給となっており、15才未満では日給者がやや少いだけで傾向は大体全体の場合と同じである。(表14)

(2) 同じく現金給与と物品給与の関係をみると、現金給与が全体及び15才未満ともに大多数(93.2%及び89.6%)であるが、現金と物品、(3.7%及び5.1%)及び物品のみ(1.2%及び2.0%)というのも少数ある。そしてそれらの数は15才未満のものにどちらの方もやや多数である。これらも年令による独立人格のみとめられ方の大小を表わしているように思われる。(表15)

(3) 臨時収入の場合も、現金と物品とを給与される仕方は、先の給料の場合と同じであつて、物品給与は15才未満に多い。(表16)

表14 給料の形態別比率

	総数	日給	月給	その他	不明
計	100.0	50.0	36.7	11.7	1.6
15才未満	100.0	41.3	35.9	15.2	7.6

表15 給料の内容比率

	総数	現金	現金と品物	品物	不明
計	100.0	93.2	3.7	1.2	1.9
15才未満	100.0	89.6	5.1	2.0	3.3

表16 臨時収入の内容比率

	総数	現金	品物	不明
計	100.0	61.9	16.8	21.3
15才未満	100.0	52.2	26.1	21.7

12. 職 場 貯 金

雇主の厚意に基づき、本人の同意をえた貯金と、違法的な天引貯金とを、ここでは区分することはできないが、貯金のあるものは極めて少く（全体で6.8%）、ことに15才未満のものに少い。これは給料の絶対額に基くかもしれないが、予想外天引貯金に類するものも少いことを示している。（表17）

表17 職場貯金の有無比率

	総数	有	無	不明
計	100.0	6.8	80.8	12.4
15才未満	100.0	4.6	82.5	12.9

13. 労働日数

(1) 1ヶ月を単位でみると、毎日働くものが、どちらも大部分で全体で75.2% 15才未満で76.2%を占め、ほとんど毎日働くもの（20日以上）がこれに次ぎ、20日未満、10日未満の順となり、その数は極めて少く、全体も15才未満も、天体フルタイムの労働が大部分で、パートタイム労働とみられるものは極めて少いといえる。（表18）

(2) 1週を単位でみると、3日未満しか1週に働かないものは極めて少数で、15才未満には全くない。不明が多いのでなんともいえないが、先と同じくパートタイム労働が少いことを示している。（表19）

表18 1ヶ月の労働日数比率

	総数	毎日 働く	時 々 働 く		
			1ヶ月に 10日以内	1ヶ月に11日～ 20日以内	それ以上
計	100.0	75.2	0.5	0.9	23.4
15才未満	100.0	76.2	0.4	1.3	22.1

表 19 1 週単位労働日数比率

	総 数	3 日以内	それ以上	不 明
計	100.0	2.2	23.9	73.9
15才未満	100.0		6.3	93.7

14 定 休 日

大部分は定休日「あり」であるが、全体も15才未満も同率ぐらい「なし」があるのは問題である。そして、「なし」は15才未満はやや多い。

休日の数も、1ヶ月3日以内という、週休を割るのが大部分である。そして、これも前と同じく15才未満にやや多い。これは問題である。(表20, 21)

表 20 規 定 休 日 比 率

	総 数	あ り	な し	不 明
計	100.0	83.9	14.4	1.7
15才未満	100.0	82.5	15.0	2.5

表 21 1 ヶ月の規定休日数比率

	総 数	3日以内	4 日	5日以上
計	100.0	63.6	34.4	2.0
15才未満	100.0	64.7	33.9	1.4

15. 労働時間, 休憩時間

15才未満のものに合法的な一応の線である。1日3時間以内、というのは2.0%で極めて少く、大部分がそれ以上であり、かつ8時間以上というのも、全体としてのみならず15才未満のものにも多数にあり(全体で49.2% 15才未満で47.4%), そればかりか10時間以上のものも相当数ある。(表22)

表 22

労働時間比率

	総 数	労働時間 3時間以下	それ以上8〃	それ以上10〃	それ以上	不 明
計	100.0	1.6	47.8	40.0	9.2	2.4
15才 未満	100.0	2.0	48.1	37.4	10.0	2.5

休けい時間も45分以下というのが全体で34.2% 15才未満で32.5%と半数に近いが、先の労働時間数による分布と考えあわせて相当に問題がある。(表23)

表 23

休憩時間比率

	総 数	休憩時間 45分以下	それ以上 1時間〃	それ以上	不 明
計	100.0	34.2	45.2	10.8	9.8
15才 未満	100.0	32.5	42.2	12.8	12.5

16. 欠 勤

約3分の1は欠勤があるものであり、(全体で28.2% 15才未満で30.7%)欠勤理由のほとんどは病気である。(全体で88.7%, 15才未満で86.1%)が、15才未満の者に病気によるものが少ないのは予期に反した傾向である。(表25)

表 24 病気、事故による欠勤の有無比率

	(人員数) 総 数	有	無	不 明
計	100.0	28.2	68.1	3.7
15才未満	100.0	30.7	65.8	3.5

表 25 原因別欠勤の比率

	総 数	病気人員数	事故人員数
計	100.0	88.7	11.3
15才未満	100.0	86.1	13.9

治療費負担者は、雇主であるのが少数で（全体で23.6% 15才未満で21.0%）あとは家族か本人の負担が大部分である。

そして十五才未満に雇主負担のものが少く、さらに本人負担が多くなっているのは問題である。（表26）

表 26 治療費負担者比率

	総 数	自 分	家 族	雇 主	その他
計	100.0	25.7	40.5	23.6	10.2
15才未満	100.0	27.1	47.0	21.0	4.9

17 通勤距離と住居

30分以内の通勤距離のものが大部分である。（全体で78.5% 15才未満で73.5%）しかし1時間以上、2時間以上、というの少しある。が、概して距離の長いのは15才未満の方に少い。

住宅は自宅が大部分である。（全体で80.2% 15才未満で75.2%）。が、住込、下宿とも15才未満のものに多く、ことに下宿のものがこの年齢層のものに多いのは問題になる。（表27、28）

表 27 通勤時間（片道）比率

	総 数	30分未満	1時間未満	2時間未満	2時間以上	不 明
計	100.0	78.5	15.7	2.3	0.3	3.2
15才未満	100.0	73.5	10.7	1.7	0.3	8.8

表 28 居住状態比率

	総 数	自 宅	住 込	下 宿	その他	不 明
計	100.0	80.2	14.9	0.4	2.3	2.2
15才未満	100.0	75.2	16.2	3.5	3.5	1.6

18. 夜間通学に対する雇主及び同僚の態度

(1) 先ず雇主の態度からみると、故意に雇主にないしよにしている者も含まれようが、雇主が夜間通学を知らないでいるものが全体、15才未満とも同数ぐらゐの約11%ある。

雇主が通学の便をはかつて終業時間を繰り上げてくれるものが1番多く26.4%あるのは好ましく、しかも、15才未満のものについてこの数が多いのは、当然とはいへさらに好ましく思われる。その他交通費をくれる、自転車を出してくれる、というのが数%ずつ、またその他の便宜をはかつてくれるのが少数ある。これら便宜をはかつてくれるものを併せると全体で48.3%、15才未満で56.0%あり、15才未満のものの方が雇主から便宜を与えられている点が多い。

雇主は特に便宜をあたえず、ふつうの態度であるというのが共に29%ぐらゐある。

そして雇主がよろこばない、というのが少数あるが、これは15才未満のものに少い。

(2) 同僚の態度についてみると、知らないというのが数%ずつ、これは雇主の場合よりやや少い。便宜を与えてくれるというのが、全体では42.4%、15才未満では49.5%となり、これも15才未満のものに多いが、ともに雇主の場合に比べれば少い。

この内訳は、はげましてくれるのが1番多く、次が仕事をたすけてくれるもの、次が自転車を貸してくれるもの、である。

そして、ふつうの態度というのが全体で42.5%、15才未満で34.7%あるが、これは15才未満に少く、そして、ともに雇主の場合より多い。

よろこばない、というのが少数ずつあり、これは15才未満に少いのは雇主の場合と同様であるが、ともに雇主の場合に比べて少い。

そして全体の42.9%の者は中学に通っている同僚をもつてい

る，その中 36.8% は同一職場に 5 人未満の中学通学者がいるにすぎない。(表 29, 30 図 4, 5)

表 29 A 店主 店主及び同僚の通学に対する態度の比率

	総 数	知らない	便 宜 を 与 え る		
			交通費を くれる	自転車をか してくれる	仕事のおわりを 早くしてくれる
計	100.0	10.9	7.8	9.5	26.4
15才未満	100.0	11.3	8.0	10.4	31.2

その他	不 明	普 通	よ り と ば な い	不 明
3.3	1.3	29.0	5.2	6.6
4.5	1.9	29.9	2.8	

B 同僚 同僚の通学に対する態度の比率

	総 数	知らない	便 宜 を 与 え る				
			自転車 貸してくれる	仕事を 助 け る	はげます	その他	不明
計	100.0	9.1	6.7	11.0	21.6	1.4	1.7
15才未満	100.0	9.6	8.4	14.0	23.4	0.7	3.0

普 通	よ り と ば な い	不 明
42.5	2.9	3.1
34.7	2.5	3.7

図 4 雇用の通学に対する態度

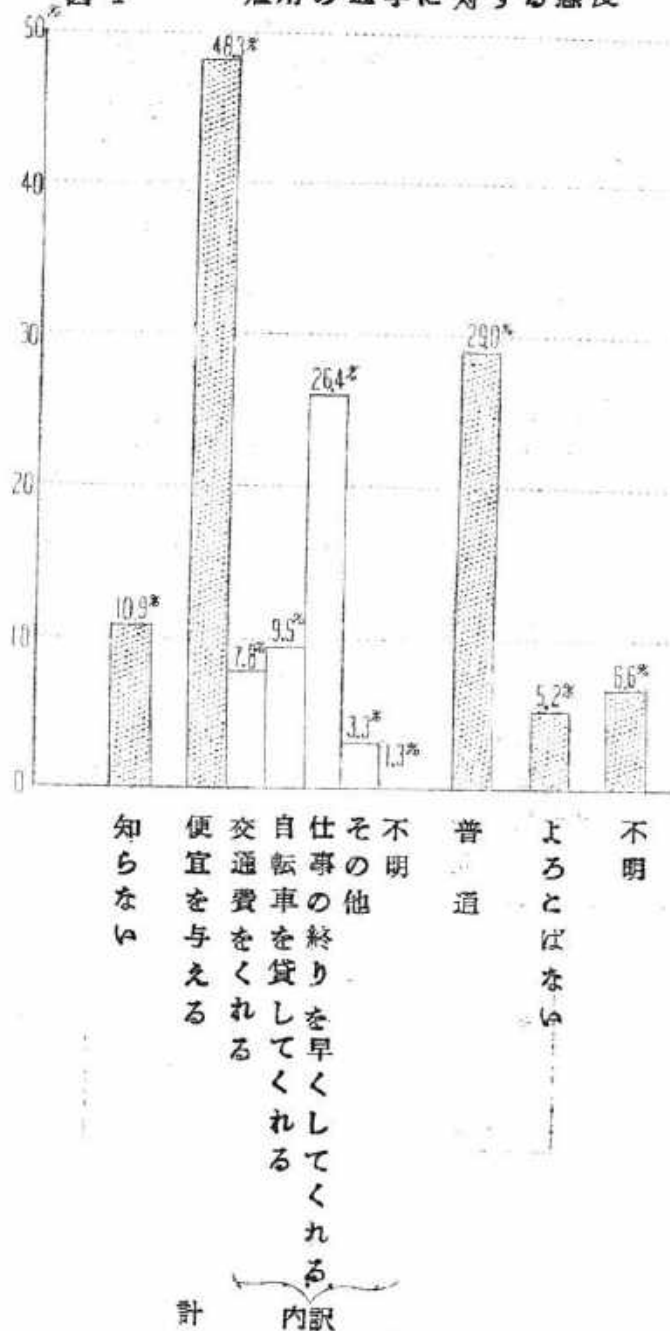


図 5 同僚の通学に対する態度

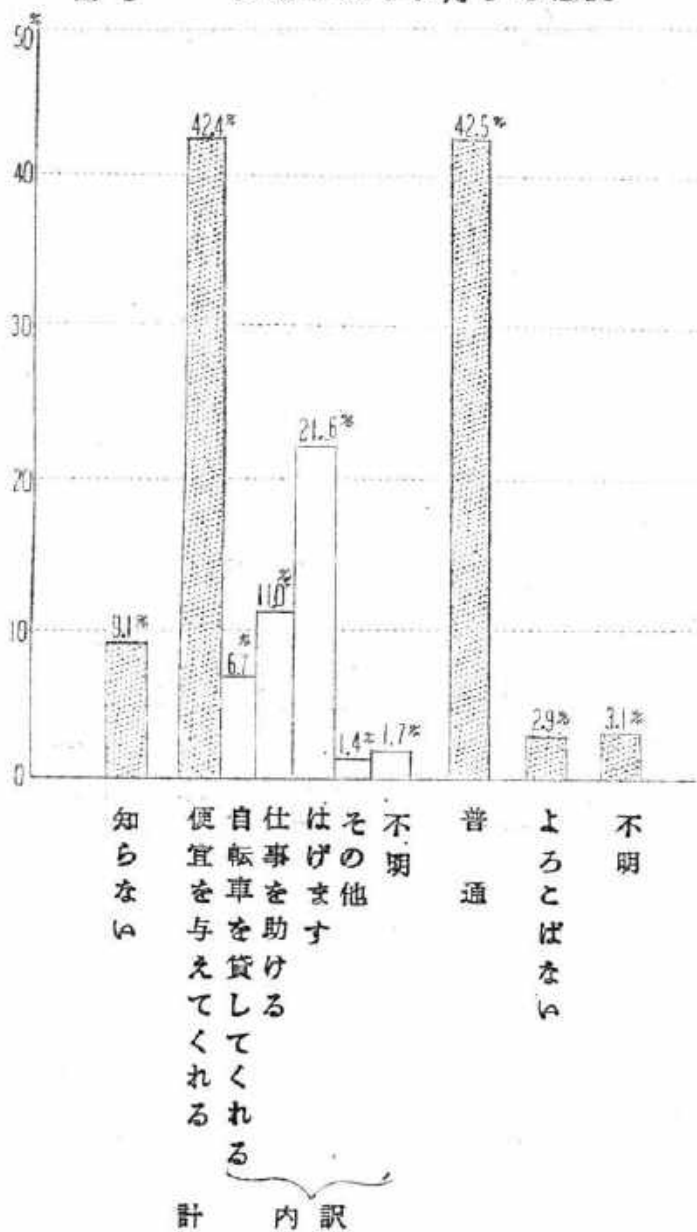


表 3 0 中 学 通 学 者 数 比 率

	総 数	いない	い る			不 明
			5人未満	5人以上	不 明	
計	100.0	55.1	36.8	1.3	4.8	2.0
15才未満	100.0	51.5	39.5	1.1	6.2	1.7

19. 労 働 組 合

労働組合のある事業場に働いている年少者は全体の16.3%で、組合に加入している年少労働者は僅か5.5%にすぎない。15才未満の場合は、組合のある事業場に働いている者は17.9%で、組合に加入している者は8.7%であつて、前者より幾分比率は高くなつてゐる。(表31)

表 3 1 労働組合の有無および加入状況比率

	総 数	組 合 の 有 り			組合なし	不 明
		組合に加入	組合に非加入	不 明		
計	100.0	5.5	8.7	2.1	77.1	6.6
15才未満	100.0	8.7	7.2	2.0	74.4	7.7

(三) 雇用されていないものの調査

1. 労働の種類

非雇用者の中，もつとも多いのは家の手伝いで，全体では82.0% 15才未満では85.6%で，次が内職の4.6% および 3.9% 行商 2.1% および 1.5% となっており，家の手伝いは 15才未満の方がいくらか比率が高く，内職，行商は全体の方が高くなっている。(表32)

表 3 2 非 雇 用 者

	総 数	家の手伝い	内 職	行 商	その他	不 明
計	1 0 0.0	8 2.0	4.6	2.1	3.1	3.2
15才未満	1 0 0.0	8 5.6	3.9	1.5	3.9	5.1

2. 労働日数

1ヶ月を単位でみると，毎日働くものが，全体で78.5% 15才未満で79.9%で，雇用者の場合に比べて幾分高くなっている。次いで，殆んど毎日働くもの(20日以上)20日未満10日未満の順で，雇用者の場合の傾向と同じで，大体フルタイムの労働が大部分である。

1週を単位でみると，3日未満しか働かないものは，全体で10.0% 15才未満で12.5% で不明が50%ある。(表33,34)

表 3 3 勞 働 日 数

	総 数	毎 日	時 々 働 く			不 明
			1ヶ月に 10日以内	1ヶ月に11日 ～20日以内	それ以上	
計	1 0 0.0	8. 5	2.6	6.4	10.7	1.8
15才未満	1 0 0.0	9. 9	3.4	5.5	10.3	0.9

表 3 4

時々働く者へ 1 週間に

	総 数	3日以内	それ以上	不 明
計	100.0	1 0.0	4 0.0	5 0.0
15才未満	100.0	1 2.5	3 7.5	5 0.0

3. 労働時間，休憩時間

労働時間 3 時間以内というのは，全体的場合も，15 才未満の場合も，ともに，3.7 % で，極めて少く，8 時間以上というのが全体で 34.5 %，15 才未満で 29.6 % で，幾分 15 才未満の者の方が割合が低くなっている。又，雇用者の場合に比べて阿者とも低くなっている。しかし，10 時間以上の者は，雇用者では，それぞれ 9.2 % 10.0 % となつてはいるのにくらべて，非雇用者の場合は 12.0 % 11.1 % と，いづれも幾分割合が多くなっている。

休憩時間は，45 分以下が，15.7 %，17.1 % であるのに対して，雇用者の場合は，34.2 %，32.5 % と，いづれも非雇用者の場合が，休憩時間の短い者が，少なくなっている。

しかし，不明が，非雇用者に，41.3 %，49.1 % と，雇用者の 9.8 %，12.5 % にくらべて極めて高いことは，問題であらう（表 3 5，3 6）

表 3 5 労働時間，休憩時間（1日）

	総 数	労働時間 3時間以下	それ以上8	それ以上10	それ以上	不明
計	100.0	3.7	4 7.6	2 2.5	12.0	14.2
15才未満	100.0	3.7	5 3.9	1 8.5	11.1	12.8

表 3 6 休 憩 時 間

	総 数	休憩時間 45分以下	それ以上 1時間	それ以上	不 明
計	100.0	1 5.7	2 8.7	1 4.3	4 1.3
15才未満	100.0	1 7.1	2 1.1	1 2.7	4 9.1

(四) む す び

以上の調査結果を概括していえることは、

(一) 学年の人員構成や年齢構成からみると、義務教育未修了のまま労働生活を余儀なくされた年少者が、義務教育修了年齢をすぎ、何らかの必要——たとえば、運転手、理髪師、美容師、看護婦などの免許を受けようとした時、免許資格の一つとして義務教育修了資格が必要となり、おそまきながら資格を獲得しようとして、夜間中学校へ入学してくる者。あるいは同じく機械工などをしている者が、工作上的計算や図面読みの必要から、修了資格は別として、内容的な教養をえようとして入学してくる者。あるいは、将来の生活の向上のために、また、一般的に向学心に燃えて入学してくる者。など、義務教育を修了しそびれた、義務教育年齢を越えた者が、むしろ義務教育年齢層の者よりも多く在学しているのが、現在の夜間中学校の特性である。これからして、現在の夜間中学校は、長期欠席生徒の就学奨励対策としてよりも、むしろ以上のような役割を重く果しており、かえつてそこに夜間中学校の存在意義があるかのような様相を呈している。これには種々と問題はあろうが、実情はそうである。

(二) 夜間中学校に学ぶ者には、数の男女差はほとんどない。そして、過半数は雇用労働についており、これには男子がやや多い。そして残りは家業、家事の手伝い、自家の留守番や子守などである。

(三) 雇用先の産業は、過半数は、15才未満に禁じられている工業的事業であり、中には雇主が事情をわきまえていて、家事使用人の名義で使っているものもある。また接客娯楽という業種もあり、そして企業規模は8割がたは小企業である。この面からみて、単純な違法労働はもとよりふつうの状態であるばかりか、不当雇用慣行の潜在も予測される。

(四) 学校や職業安定所など明瞭な経路を経た雇用は極めて少く、また年令証明書を出したものも極めて少数である。全般にそうであるが、とくにこれらの点について、学校当局の年少労働保護に関する関心の増大が強くのぞまれる。

(五) 働く者が年少であり、かつ保護者の教養や意識が高くないことから、労働契約はあいまいなものが多く、中には違法の長期契約もあり、あるいは賃金を本人以外のものが受けとっている者もある。これらの点からして、ここにも単純な違法ばかりでなく、詳細に追及すれば「不当雇用慣行」的な雰囲気立たされている者も見出されるおそれがある。

(六) 労働時間の面からすると、15才未満の者の合法の線である、修学時間を入れて1日7時間以内、というのは極めて僅であり、半数のものは8時間以上の長時間労働をしている。休憩時間の長さも問題であるが、時間の不明確なものもあり、休日の場合も週休は僅であり、中には休日の定めのないのも相当ある。そしてパートタイム労働及び臨時労働は少く、大部分はフルタイムの常用労働である。

(七) 賃金額及び使途は、この調査の中間集計の不備のために記載できなかつたが、支給の形態をみると、半数は日給制、月1回払いであるが、毎月はもらわないもの、定つていないものなどが相当あり、かつ現金と物品をあわせた給与、あるいは、物品のみで支給されているのも相当ある。違法労働を承知の上で、恩恵的態度でのぞんでいる雇主が多く、したがって、賃金もおなさけ程度に値切られるのが多からう。

(八) 大部分は自宅であるが、下宿や住込の者が少数あつて、これは若い年令の者だけに問題である。通勤距離は大部分が1時間以内であるが、年長の者にはそれよりも長距離から通うものもある。先にいつたような必要や向学心から、学区から遠く離れた地点からわざわざ通っているものである。

(九) 欠勤率は一般の年少労働者より高いように見受けられ、理由はほとんど病気である。幼い体に学業と労働の二重負担の無理ができるのであろう。治療費は雇主負担は少数で大部分が自分または家族の負担である。

(十) 通学に対する雇主の態度をみると、故意か否か雇主に通学を知らせていないものが一割程度、雇主が通学に便宜を与えてくれるのが五割弱、ふつうの態度が三割弱、少数は雇主が通学をいやがるものもある。

同僚の態度をみると、知らないというのが一割以内、便宜を与えてくれるのが四割強、ふつうというのが四割強、そしていやがるというのが少数ある。便宜の内容をみると、雇主の場合は、労働時間の繰りあげ、交通費の支給、自転車の貸与など、同僚の場合は、はげまし、仕事の手伝、自転車の貸与などである。

(十一) 以上をさらに要約すると、夜間中学校へ通っている年少者の労働状態は、本人が幼少であることに、家庭的背景が社会的劣弱層であることからして、彼等の労働条件は、一般に劣悪であり、又年少者にも与えられている労働者としての独立人格が無視されているものが多い。

もともと、比較的健全な労働形態のものであつても、義務教育年令——最低年令未満の者の労働それ自身がすでに、不健全な社会的現象の一つであるが、その労働の内容が先にみたような劣悪な条件のものであるならば、更に問題は大きいものである。しかも、現在の経済社会がこの制度を必然的なものとしていえるとするならば、その根本的な解決は容易ではない。

が、一応当面の策を構じねばならないとすれば、夜間中学の教育法上の可否は別として、学校及び労働、教育、厚生行政機関さらに雇主、保護者が一環となつて、夜間中学生の勞

働生活に対して、労働条件の是正、合理的労働への配置変え、生活、教育補償の円滑な実施、授職、職業訓練施設の設置など、指導的な部面での具体的な諸措置がとられなければならないであらう。又そのまえの一般的対策として、学校当局、保護者、雇主の、年少労働保護への関心と認識の強化のための、強力な啓発措置が構じられねばならないことはいうまでもない。

六参考 中学校における夜間学級生徒の労働状態調査票

1) *学年 1年 2年 3年 性別 男女 生年月日 昭和()年()月生(才 月)
()都道府県()市区町村()中学校 整理番号

2) あなたはつとめにでていますか。

イ. でている { ① 常 雇 ☐ □. でていない { ① 家の手伝(どんなことを) ()
② 臨時雇 ☐ { ② 内 職()
③ 行 商()
④ そ 他()

3) だれの世話でつとめましたか。

イ. 自分自身でさがした □. 家族 へ. 親類 へ. 知人 へ. 友人 へ. 学校の先生
ト. 職業安定所の人 チ. その他 ()

4) つとめ先の名前は何といひますか ()
つとめ先は何をしていひますか ()

5) あなたの仕事の名前は

イ. ()工 □. その他 ()
どんな仕事をしていますか ()

6) つとめ先はえんこのあるうちですか。

イ. 親 類 □. 何でもない

7) つとめ先へは自分の家からかよつていますか。

イ. 自分の家からかよつている — 片みち() 時間 () 分かかる
□. つとめ先に住んでいる
へ. 下宿からかよつている — 片みち() 時間 () 分かかる
ニ. その他() からかよつている — 片みち() 時間 () 分かかる

8) いまのつとめ先へは何時ごろからつとめましたか。昭和()年()月ごろ

9) いまのととろにどの位の期間つとめる約束をしましたか。

イ. ()年()ヶ月位 □. 約束をしなかつた へ. わからない。

10) つとめる時に学校長の証明をもらいましたか。

イ. 証明をもらつた。 □. 証明をもらわなかつた。 へ. わからない。

11) つとめ先にはあなたをいれて何人つとめていひますか。

イ. 男は()人位 女は()人位
そのうち中学校にかよつていひる人がいひますか。
① ない ② いる 男は()人 女は()人
□. 自分一人しかつとめていひない。

12) つとめ先には労働組合がありますか。

イ. ある { ① 組合に入つていひる
② 組合には入つていひない
□. ない

13) ※収入は一月いくら位ですか。 () 円位

イ. 食事はつかない。

ロ. 食事は (① 一食 ② 二食 ③ 三食)

日給ですか月給ですか。 ①日給 ②月給 ③その他 ()

14) 給料はお金でもらっていますか。

イ. 全部現金

ロ. 一部は現金であとは品物

ハ. 全部品物

給料のほかにりん時に年 () 回位 { ① お金をもらう () 円位
② 品物をもらう (どんなもの) }

③. もらった給料のほかに職場貯金がある。 ④. な い

15) 給料は毎月もらっていますか。

イ. 毎月もらう (① 一回拂 ② 二回拂 ③ その他 ())

ロ. 毎月もらわない () ケ月目にもらう

ハ. きまつていない

16) 給料は自分でうけ取りますか。 イ. うけとる ロ. うけとらない
(① 家人がうけとる ② その他 () がうけとる)

17) ※収入はどのように使われていますか。

イ. 家のくらしの足しにする () 円位 ロ. 学費 () 円位

ハ. 貯金 () 円位 ニ. その他 () に () 円位

18) ※つとめ先ではきまつた休日がありますか。

イ. ある (① 一ヶ月に () 日 ② 一週に () 日) ロ. な い

19) ※あなたは毎日働きますか。

イ. 毎日働く ロ. 時々働く (① 一ヶ月に () 日位 ② 一週に () 日位)

20) ※仕事時間は何時から何時までですか。

午前 () 時から 午後 () 時まで

その中休み時間は () 分位

21) きまつた仕事時間以外にいのとりをして働くことがありますか。

イ. ある () 時頃まで 月に () 回位 ロ. な い

22) ※こと半年位の間に病気やじこで休んだことがありますか。

イ. ある ① 病気 () 病で () 日休んだ ロ. な い
② じこ () で () 日休んだ

治療費は (① 自分 ② 家族 ③ 雇主 ④ その他 ()) がだした

23) つとめ先ではあなたが学校に行くことをどう思っていますか。

雇主は { イ. 知らない { ① 交通費をくれる (バス代をふくむ)
ロ. べんぎをあたえる { ② 自転車をかしてくれる
ハ. ふつう { ③ 仕事のおわりを早くしてくれる (一時 分位)
ニ. よろこばない { ④ その他 () }

一しよに { イ. 知らない { ① 自転車をかしてくれる
働いて { ロ. べんぎをあたえる { ② はげさしてくれる
ハ. ふつう { ③ 仕事をたすけてくれる
いる人は { ニ. よろこばない { ④ その他 () }

註 { 1 } 自分のあてはきるところ (イロハ、①②③、①②④) を○でかこんで下さい。
{ 2 } つとめに出ていない人は各印のところだけかいて下さい。

(調査票) 記入心得

この調査票は教師の指導の下に生徒が自分で記入する。調査の時限は昭和28年11月20日現在で行う。

記入方法

適当と思われる項目のイ、ロ、ハ、①②③、④⑤⑥等の部分を○でかこみ()の部分には必要なことを記入する。2)のつとめに出ていない者については各印の項目のみ記入するように説明を与える。

- 1) 在学している学年および、性別は○でかこみ、生年月日、中学校名、所在地等を()内に記入する。年令および整理番号のランは記入しない。
- 2) 「つとめにでているもの」とは雇用関係のある者、即ち他人に使用され、給料(現金又は物品)を支払われている者であつて、大体社会通念に従う。「臨時雇」とは雇用期間を2ヶ月未満に限つて雇入れた者および日々雇用される者で「常雇」とは前記の臨時雇以外のものをいう。「つとめにでていないもの」とは、自営業を営む場合、又は家の営業、家事等に従事している場合、家で内職している場合、行商やその他の街頭労働の場合等である。「家の手伝」とは、例えば家の営業が自転車修理業でその仕事を手伝つている場合及び炊事、子守、家事の手伝等をさす。「内職」とは、例えば造花、封筒貼りのようら仕事を自分の家で行つている場合であり、この場合本人が必ずしも注文をとり、且つ納品しなくても、家族の者が行つてゐる仕事の補助的作業の場合でもこの項にふくまれる。「行商」とは例えば靴磨、納豆売等街頭において、雇用関係なしに物の販売、修理等を行つてゐる場合である。「その他」とは以上に入らないものがあつた場合に記す。
- 3) 就職の世話をしたものについて記す。

4) 「つとめ先の名前」は、例えばつとめ先が「〇〇自転車店」ならば「自転車店」のみ記入し、固有名詞は除く。「何をしていきますか」というランには、つとめ先の代表的な仕事の内容を記入する。例えば自転車の修理、販売等。この項では事業場の業種を知りたいので、集計する時は次の分類によるから業種については次の説明を与えてから記入させる。

業種の分類 — 1. 工業, 2. 鉱業, 3. 土建, 4. 交通, 5. 貨物取扱
6. 農林, 7. 蓄産, 水産, 8. 商業, 9. 金融, 広告
10. 映画, 演劇, 11. 通信, 12. 教育, 研究,
13. 保健, 衛生, 14. 接客, 娯楽, 15. 清掃,
と殺, 16. 官公署, 17. その他。

5) 「仕事の名前」は本人が働いている仕事の名前、例えば製罐工、施盤工、自転車修理の手伝、或は子守女中等と記入する。

「どんな仕事をしていきますか」という質問には、主な仕事の内容を具体的に記入する。

6) 「親類」とは社会通念によろが、大体血族の場合の六等親まで、姻族の場合は三等親までと含むものとする。

7) 「住込」以外の場合は、通勤の片道所要時間を乗物、徒歩の如何にかゝらず記入する。

8) 今のつとめ先に就職した大卒の時期を記入する。

9) 雇用契約の期間を知ろうとするものである。

10) 満15才未満の者が就業しようとする場合、雇主からの仕事の種類、賃金、労働時間等を記入した就業許可申請書と就学に差支えないという学校長の証明と、親又は後見人の働いてもよいという許可を書類に記入し、本人からその地域を管轄している労働基準監督署に提出し、基準監督署長の使用許可証明書をえてはじめて働くことが出来る。そこでこの項で生徒が校長の証明をえているかどうかということをしらべて使用許可証明書の有無を知ろうとするものである。

- 11) 従業員の数により企業規模を知ろうとするものであり、
本人を含めた人数を記入させる。そのうち中学校在学者がい
たらその人数も記入する。
- 12) つとめ先に労働組合がある場合は、本人がその組合に加入
しているかどうか記入する。
- 13) カツ＝内に一ヶ月の収入額を記入する。外に出て働いてい
る場合は手取の月給を記入し、食事付かどうか更に食事付な
ら何食付か記入する。又支給方法としては日給か、月給か、
或はそれ以外の方法によるものか記す。外に出て働いていな
い内職、家事手伝等の場合は、収入と思われるようなものが
あれば大体一ヶ月分の金額を記入し、他の質問項目には記入
しない。
- 14) 給料は現金でもらう場合と、品物でもらう場合があるので
全部現金でもらうとか、一部は品物でもらう等と云う事を記
入する。又、給料の他に益慕とか種々の名目で臨時に入る収
入は、年に何回位受とり、現金ならどの位、品物ならどのよ
うなものをもらつたか記す。又、つとめ先で支給前に給料か
ら差引きまたは給料と別に雇主の手もとで職場貯金のような
ものをしている場合はその一ヶ月分の金額を記入する。
- 15) 給料の支給方法について、毎月もらっている場合は何回払
か記し、毎月もらえない場合は、大体何ヶ月目にもらえるか
記入する。
- 16) 給料が出たとき、本人が直接うけとるか、他の誰かよりうけ
とるか記す。
- 17) つとめにでているものは先月の一ヶ月分の給料、つとめに
出ていないものは一ヶ月の収入の支出内容を記入する。「学
費」とは就学のための費用で、交通費、教科書代、旅行の費
用、種々の学校に納める金等を含む。「その他」のランには
入らない用途を具体的にかき、その金額を記入する。

- 18) 「きまつた休日」とはつとめている事業場の規定の休日のことで、規定の休日がある場合は一月に何日とか、一週間に何日とか、事業場の規定を記す。
- 19) 「働く」というのは、つとめに出ている場合はつとめに行くこと、家業の手伝等の場合は、手伝うことを意味する。「毎日働く」以外の者は「時々働く」に入り、一月に何日とか一週間に何日というように適宜記入する。
- 20) 「仕事時間」とは、つとめに出ている者はつとめ先の始業から終業までの時間を、つとめて出ていない者は、家の仕事、その他を始める時間から終了時間までをさすので各々の時刻を記入する。下段には「仕事時間」の間の休み時間の合計を記入する。例へば昼休み、食事休み等が30分あつて、午後3時に10分の休みがあつたなら40分と記入する。
- 21) 「きまつた仕事時間」とは規定の労働時間で「いのとり」とは残業とか、一般的に夜学と呼んでいるものも含み「きまつた仕事時間」以外に働くことを意味する。「いのとり」がある場合は、何時頃まで働くかという大体の時刻と、一月の回数を記入する。
- 22) この半年位の間に休んだものはつとめに出ている。出ていないに拘らず、病気なら病名（一般的なものでもよい）と休んだ日数を、事故なら災害をうけた身体部位と程度および休んだ日数を記入する。病気、事故が数種の場合は、その休んだ日数の合計を記入する。又治療費。自分或は家族が出したか、雇主その他の者が出したかを記入する。
- 23) 年少労働者が中学の夜間学級に通学することに対して雇主或は一語に働いている同僚がどのような態度（しむけ方）をとるか記入する。「便宜を与える」場合はその内容について具体的に記す。

集計表記入の手引

1. この調査は、各学校で自校の調査票を集計して、集計表に記入する。
2. 集計表には、調査票の項目別のイロハ、①②③、④⑤⑥等のふ号のみ記してあるので適切なところにその人員数の集計を記入する。
3. 不明とは、「わからない」とゆうものとは別で、どの項目にもあてはまらぬもの、字が判明しないもの、無記入等をさす。不明の人員数が入ることにより、総人員数が明らかになり、集計後の統計的操作が行えるので、不明数は必ず記入すること。

表(1)

問題2)の「イ. つとめてでているもの」即ち雇用関係のあるものと「ロ. つとめてでていないもの」によつて二つに区分し、年令、学年、性別の人員数を記入する。

表(2)

問題4) 5)の業種別、職業別の人員数を記入する。業種の分類は、1.工業、2.鉱業、3.土産、4.交通、5.貨物取扱、6.農林、7.畜産、水産、8.商業、広告、10.映画、演劇、11.通信、12.教育、研究、13.保健、衛生、14.接客、娯楽、15.清掃と殺、16.官公署、17.その他、による。職業は記入されている名称により、適宜分類集計して下段の空ランに職業名、人員数を記入する。

表(3)

雇傭年少者即ち問題2)のイに属する者について集計する。問題11)は、男女の従業員数の和を事業場の規模をあらわすものとして、従業員数により集計する。例えば男5人、女7人

の事業場につとめている者は、10人～50人のランに記入する
(頻度分布をみる)

問題13) 一ヶ月の平均収入額について、その人員数を、イ食事なし、ロ食事付の二つに分けて計算する。

問題17) イ、ロ、ハ、ニの項目別に平均額と人員数を計算する。

問題18) つとめ先にきまつた休日がある場合1ヶ月に4日あるとしたら、イ、⑦ 4日のランに記入する。

問題19) ロ時々働く場合は、1ヶ月に10日以内、或は1週間に3日以内とゆうように、解答の頻度分布をみる。

問題20) 仕事時間を労働時間とみなす。

問題21) いのこりをする場合は、1ヶ月の平均いのこり回数と人員数を記す。

問題22) 病気、事故等で休んだ場合は、休んだ者の平均日数と、人員数を集計する。

問題23) 雇主、同僚各々の項目により集計する。

表(4)

非雇用年少者

問題のうち※印のあるところだけ集計する。

問題2) の「ロ、つとめに出ていないもの」が集計の対象人員となる。

問題13) の収入は、問題2) ロの①②③④に分けて、平均収入と人員数を集計する。

問題17) は項目別の平均額と人員数を記す。

問題19) 20)は雇用年少者の集計の場合と同じである

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来証



00761775